平成２４年（フ）第６２５号
堺市堺区南田出井町１丁４番７―102号
債務者　荒木ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４０号
堺市北区百舌鳥赤畑町１丁６番地３　ヴィラ三国ヶ丘Ⅰ202号
債務者　辻田　桂子（旧姓桶田・源）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４４号
堺市北区百舌鳥梅町３丁24番地１　恵ハイツ202号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁１番地13　パープルマンションⅡ203号
債務者　早瀬　眞澄
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４７号
大阪府柏原市法善寺３丁目474番地　雇用促進事業団２―401号
債務者　吉村　　均
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５４号
大阪府松原市天美東６丁目16番５号
債務者　柴野　直美（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６８０号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番３―303号
債務者　濵谷　良樹
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
高知市介良乙1028番地６　サーパス高須東201号
債務者　竹内　奈美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３４号
高知市葛島２丁目１番30号　コリーヌ葛島101
債務者　藤原　愛子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５４号
長崎県長崎市葉山２丁目38番８号、旧住所長崎市横尾２丁目13番17号シティパレス横尾104
債務者　吉田　好久
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
北海道美唄市西２条南１丁目２番２―102号
債務者　佐藤　麻美（旧姓小金澤）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４７号
福島県喜多方市山都町木幡字本村丁2637番地、前住所茨城県結城郡八千代町大字菅谷834番地70
債務者　折笠　節男
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
福島県喜多方市字１丁目4560番地３、前住所福島県喜多方市字花園92番地
債務者　成澤　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１１８７号
名古屋市港区当知２丁目1714番地　サマータイハイツ３―Ｄ号
債務者　巴山愛子こと　朴　　愛子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１８８号
名古屋市港区当知２丁目1714番地　サマータイハイツ３―Ｄ号
債務者　巴山洋一こと　趙　　鏞在
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
香川県三豊市山本町大野154番地１
債務者　杉山　　昇
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１８号
香川県観音寺市天神町１丁目３―12、住民票上の住所香川県観音寺市池之尻町591番地６
債務者　松元富七美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部